【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年２月24日
【会社名】	クリヤマ株式会社
【英訳名】	KURIYAMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　服部 兵衛
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島１丁目12番４号
【電話番号】	06(6305)2871
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営企画本部長　芦田 敏之
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西中島１丁目12番４号
【電話番号】	06(6305)5721
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営企画本部長　芦田 敏之
【縦覧に供する場所】	クリヤマ株式会社東京支社 （東京都千代田区神田駿河台３丁目４番３号 龍名館本店ビル９階） クリヤマ株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅３丁目11番22号 IT名駅ビル２階） クリヤマ株式会社明石支店 （明石市本町２丁目２番20号 朝日生命明石ビル６階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成23年11月15日開催の取締役会において、平成24年10月１日を目処に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する準備に入ること、及び、平成24年２月２日を目処に分割準備会社として当社100%出資の子会社を設立することを決議し、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成24年２月24日開催の取締役会において、平成24年10月１日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

２【報告内容】について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

(1)吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	クリヤマジャパン株式会社 (平成24年２月２日設立予定)
本店の所在地	大阪市淀川区西中島１丁目12番４号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 兵衛
資本金の額	50百万円
純資産の額	50百万円
総資産の額	50百万円
事業の内容	産業資材事業 建設資材事業 スポーツ施設資材事業

②最近３事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成24年２月２日に設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

クリヤマ株式会社(提出会社)　100%(予定)

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社(提出会社)100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2)吸収分割の目的

昨今の日本経済は、長引く円高が企業の生産活動や輸出への足かせとなり厳しい状況が続いております。また、世界経済においては、中国やインド等の新興国が内需を中心に拡大

しているものの、米国においては、各経済指標の改善ペースも鈍化しており、景気の先行きに不透明感が出ております。

このような経済環境下において、当社は、グループ企業の事業領域拡大とグローバル展開を加速し、グループネットワークの強化とグループ資源の適切な配分を行ってゆくために、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

当社は、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略の策定、経営資源の最適な配分、子会社における業務執行状況のチェックなどの機能を整備し、戦略的かつ明確な経営組織を構築し、グループとしての企業価値の最大化を図ってまいります。

(3)吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

①吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、分割準備会社に対し、当社の全事業を承継させる予定です。

②吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

未定です。

③吸収分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成23年11月15日
分割準備会社の設立	平成24年２月２日(予定)
吸収分割契約承認取締役会	平成24年２月(予定)
吸収分割契約締結	平成24年２月(予定)
吸収分割契約承認定時株主総会	平成24年３月(予定)
吸収分割の効力発生日	平成24年10月１日(予定)

④その他の吸収分割契約の内容

未定です。

(4)吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5)吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	クリヤマ株式会社（平成24年10月１日付で商号変更予定）
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	産業資材事業 建設資材事業 スポーツ施設資材事業

なお、本報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本報告書の訂正報告書

を提出いたします。

（訂正後）

(1)吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	クリヤマジャパン株式会社 (平成24年２月２日設立)
本店の所在地	大阪市淀川区西中島１丁目12番４号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 兵衛
資本金の額	50百万円
純資産の額	50百万円
総資産の額	50百万円
事業の内容	産業資材事業 建設資材事業 スポーツ施設資材事業

②最近３事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成24年２月２日に設立しており、確定した事業年度はありません。

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

クリヤマ株式会社(提出会社)　100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社(提出会社)100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役を２名派遣しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありませんが、分割後は分割会社が承継会社に対して経営指導を行います。

(2)吸収分割の目的

昨今の日本経済は、長引く円高が企業の生産活動や輸出への足かせとなり厳しい状況が続いております。また、世界経済においては、中国やインド等の新興国が内需を中心に拡大しているものの、米国においては、各経済指標の改善ペースも鈍化しており、景気の先行きに不透明感が出ております。

このような経済環境下において、当社は、グループ企業の事業領域拡大とグローバル展開を加速し、グループネットワークの強化とグループ資源の適切な配分を行ってゆくために、持株会社体制に移行することとし、本件分割を実施することといたしました。

当社は、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略の策定、経営資源の最適な配分、子会社における業務執行状況のチェックなどの機能を整備し、戦略的かつ明確な経営組織を構築し、グループとしての企業価値の最大化を図ってまいります。

(3)吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

①吸収分割の方法

当社は、吸収分割の方式により、分割準備会社に対し、持株会社としてグループ会社

の経営管理を行う機能を除く当社の全事業を承継させます。

②吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

吸収分割承継会社であるクリヤマジャパン株式会社は、本件分割に際して普通株式を6,750株発行し、これを全て吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。

③吸収分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成23年11月15日
分割準備会社の設立	平成24年２月２日
吸収分割契約承認取締役会	平成24年２月24日
吸収分割契約締結	平成24年２月24日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社及び承継会社）	平成24年３月27日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成24年10月１日(予定)

④その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が平成24年２月24日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

クリヤマ株式会社（以下、「甲」という。）とクリヤマジャパン株式会社（以下、「乙」という。）とは、持株会社としてグループ会社の経営管理を行う機能を除く甲の全事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）
本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。
（甲）吸収分割会社
商号：クリヤマ株式会社
住所：大阪市淀川区西中島１丁目12番4号
（乙）吸収分割承継会社
商号：クリヤマジャパン株式会社
住所：大阪市淀川区西中島１丁目12番4号

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）
1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）
乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式6,750株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）
本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金　　260,000,000円
(2)資本準備金　　77,500,000円
(3)その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第5条（株主総会の承認）
1.甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2.乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第6条（効力発生日）
本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成24年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）
本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、クリヤマホールディングス株式会社に、乙は、クリヤマ株式会社に、それぞれ商号変更をするものとする。

第8条（競業避止義務）
甲は、本件分割後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）
本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）
本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。
平成24年2月24日

（甲）
大阪市淀川区西中島１丁目12番4号
クリヤマ株式会社
代表取締役社長　服部 兵衛

（乙）
大阪市淀川区西中島１丁目12番4号
クリヤマジャパン株式会社
代表取締役社長　服部 兵衛

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。
なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産
(1)流動資産
本件事業に属する流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、下記の流動資産は除くものとする。
①現金及び当座預金（以下の②③を除く）残額のうち乙に承継されない流動負債及び固定負債の弁済に必要な現金が預託された当座預金。
②別段預金の一切。
③定期預金の一切。
④知的財産権取得に向けた仮払金。
⑤投資有価証券取得に向けた仮払金。
⑥１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金に対する前払利息。
⑦上記①及び③の未収利息。
(2)固定資産
本件事業に属する固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、下記の固定資産は除くものとする。
①建物、構築物、土地、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、投資有価証券、子会社出資金、関係会社出資金それぞれ一切。
②国内子会社株式４社（エアモンテ㈱、クリヤマコンソルト㈱、ＫＯＣ㈱、㈱クリヤマ技術研究所）を除く子会社株式。
③国内関連会社株式１社（ノルマジャパン㈱）を除く関連会社株式。

２．承継する負債
（1）流動負債
本件事業に属する流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、下記の流動負債は除くものとする。
①１年内返済予定の長期借入金、未払配当金、未払法人税等、未払事業税等、未払消費税等、未払事業所税それぞれ一切。
②１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金に対する未払利息。
③甲が保有する固定資産に係る未払費用（固定資産税）。
(2)固定負債
本件事業に属する固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、下記の固定負債は除くものとする。
①長期借入金、長期未払金、預り敷金それぞれ一切。

３．承継する雇用契約等
(1)雇用契約
甲の全従業員（嘱託、パートタイマー、アルバイト、他社出向中の者等を含む）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。
(2)労働協約等
甲がクリヤマ労働組合との間で締結している労働協約・諸規定について、甲とクリヤマ労働組合との間の合意に基づくもの。

４．承継するその他の権利義務等
(1)知的財産
本件事業に属する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利については、乙には一切承継しない。
(2)雇用契約以外の契約
本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められない

もの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3)許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(4)吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

吸収分割承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、吸収分割承継会社と当社との協議の上、割当株式数を決定いたしました。

(5)吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	クリヤマ株式会社（平成24年10月１日付で商号変更予定）
本店の所在地	大阪市淀川区西中島１丁目12番４号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 兵衛
資本金の額	310百万円
純資産の額	1,589百万円
総資産の額	9,250百万円
事業の内容	産業資材事業 建設資材事業 スポーツ施設資材事業

※上記純資産及び総資産の額は平成23年12月31日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以上